

第5章

介護給付費の見込みと介護保険料





第5章 介護給付費の見込みと介護保険料

1 介護保険事業費等の見込み

第7期における各介護サービスの利用者数・利用回数等をもとに第8期の介護保険事業費等を推計した結果は以下のとおりです。

(1) 介護予防給付費の推計

(単位:千円/年度)

サービスの種類		2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2025年度 (R7)	2040年度 (R22)
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護					
	介護予防訪問入浴介護	519	519	519	519	519
	介護予防訪問看護	2,713	2,714	2,714	2,714	2,501
	介護予防訪問リハビリテーション	5,022	5,024	5,024	4,697	4,697
	介護予防居宅療養管理指導	1,043	1,044	1,044	1,044	1,044
	介護予防通所介護					
	介護予防通所リハビリテーション	11,395	11,401	11,401	11,401	10,920
	介護予防短期入所生活介護	7,473	7,477	7,477	7,477	6,677
	介護予防短期入所療養介護 (老健)	394	394	394	394	394
	介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	18,438	18,385	18,376	18,018	17,196
	特定介護予防福祉用具購入	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888
	介護予防住宅改修	7,980	7,980	7,980	7,980	7,176
	介護予防特定施設入居者 生活介護	23,048	23,061	23,061	23,513	23,513
地域 密 着 型 サ ー ビ ス	介護予防認知症対応型通所 介護	288	288	288	288	288
	介護予防小規模多機能型 居宅介護	6,324	6,327	6,327	6,327	6,327
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	5,549	5,552	5,552	5,552	5,552
介護予防支援		18,554	19,422	20,173	19,852	18,940
合計【介護予防給付費】		110,628	111,476	112,218	111,664	107,632

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

(2) 介護給付費の推計

(単位:千円/年度)

サービスの種類		2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2025年度 (R7)	2040年度 (R22)
居宅サービス	訪問介護	1,209,946	1,233,919	1,236,861	1,229,463	1,173,208
	訪問入浴介護	105,616	107,559	108,177	107,559	101,868
	訪問看護	125,521	127,733	128,574	127,792	121,498
	訪問リハビリテーション	33,244	34,217	34,217	33,597	32,616
	居宅療養管理指導	26,667	27,073	27,262	27,051	25,842
	通所介護	969,314	983,759	985,656	974,616	938,126
	通所リハビリテーション	227,862	230,506	230,506	228,563	220,482
	短期入所生活介護	1,721,826	1,751,374	1,761,498	1,749,019	1,670,067
	短期入所療養介護(老健)	56,553	58,026	58,026	58,026	54,044
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	345,173	349,979	351,829	349,221	334,151
	特定福祉用具購入	11,478	11,923	11,923	11,923	11,195
	住宅改修	20,360	20,360	20,360	20,360	20,360
	特定施設入居者生活介護	258,851	259,802	259,802	259,802	259,802
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	109,801	109,862	109,862	109,862	109,862
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	394,811	399,690	400,754	395,907	381,271
	認知症対応型通所介護	81,062	81,107	81,107	81,107	77,347
	小規模多機能型居宅介護	156,842	156,929	160,160	160,160	150,130
	認知症対応型共同生活介護	758,321	758,742	758,913	758,913	758,913
	地域密着型特定施設入居者生活介護	73,048	73,088	73,088	71,980	71,980
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	476,227	476,492	476,492	476,492	476,492
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	
施設サービス	介護老人福祉施設	2,041,048	2,042,181	2,042,181	2,044,080	2,044,080
	介護老人保健施設	1,343,297	1,344,373	1,344,373	1,345,559	1,347,620
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0	0
居宅介護支援	707,286	716,093	718,602	711,897	684,136	
合計【介護給付費】	11,254,154	11,354,787	11,380,223	11,332,949	11,065,090	

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。



(3) 総給付費の推計

(単位:千円/年度)

	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2025年度 (R7)	2040年度 (R22)
合計	11,364,782	11,466,263	11,492,441	11,444,613	11,172,722
介護予防給付	110,628	111,476	112,218	111,664	107,632
介護給付	11,254,154	11,354,787	11,380,223	11,332,949	11,065,090

(4) 標準給付費の推計

標準給付費は、総給付費に「特定入所者介護サービス費等給付額」や「高額介護サービス費等給付額」、「高額医療合算介護サービス費等給付額」などを加えた、総費用です。

表 2021（令和3）年度～2023（令和5）年度にかかる標準給付費・第8期 及び、
2025（令和7）年度・2040（令和22）年度にかかる標準給付費・参考推計

(単位:千円/年度)

	合計	第8期			2025年度 (R7)	2040年度 (R22)
		2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)		
①総給付費	34,323,486	11,364,782	11,466,263	11,492,441	11,444,613	11,172,722
②特定入所者介護サービス費等 給付額	1,442,187	502,671	469,459	470,056	466,165	451,685
③高額介護サービス費等給付額	705,696	234,786	235,307	235,604	233,657	226,399
④高額医療合算介護サービス費等 給付額	90,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
⑤算定対象審査支払手数料	42,697	14,147	14,228	14,322	14,621	13,026
支払件数(件)	469,197	155,462	156,353	157,382	160,673	143,143
1件あたり単価(円)		91	91	91	91	91
標準給付費(①～⑤の合計)	36,604,066	12,146,386	12,215,257	12,242,423	12,189,056	11,893,832

※ 特定入所者介護サービス費等給付額および高額介護サービス費等給付額：財政影響額調整後の金額

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

(5) 地域支援事業費の推計

表 2021（令和3）年度～2023（令和5）年度にかかる地域支援事業費・第8期 及び、
2025（令和7）年度・2040（令和22）年度にかかる地域支援事業費・参考推計

（単位：千円／年度）

	合計	第8期			2025年度 (R7)	2040年度 (R22)
		2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)		
①介護予防・日常生活支援総合事業	1,142,316	379,937	380,767	381,612	331,411	272,051
②包括的支援事業・任意事業	351,672	117,124	117,224	117,324	111,027	95,989
地域支援事業費(①～②の合計)	1,493,988	497,061	497,991	498,936	442,437	368,040

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

(6) 市町村特別給付費等の推計

表 2021（令和3）年度～2023（令和5）年度にかかる市町村特別給付費等・第8期 及び、
2025（令和7）年度・2040（令和22）年度にかかる市町村特別給付費等・参考推計

（単位：千円／年度）

	合計	第8期			2025年度 (R7)	2040年度 (R22)
		2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)		
①市町村特別給付費	0	0	0	0	0	0
②保健福祉事業費	90,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
市町村特別給付費等 (①～②の合計)	90,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

※ 千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。



2 第1号被保険者の保険料算出

(1) 保険給付費等の財源

① 保険給付費の財源

介護サービスや介護予防サービスの利用にかかる費用の90%は介護保険給付と呼ばれ、そのうちの50%が介護保険の被保険者（65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳までの第2号被保険者）が支払う介護保険料、残りの50%が公費によって賄われています。

国から交付される調整交付金は通常5%ですが、本市は第7期現在で約8%相当の交付を受けていることから、第1号被保険者の実質の負担割合は約20%程度（通常は23%）に抑えられています。

図 保険給付の財源構成

← 費用額 →						
保険給付費（費用額の90%）						利用者負担 費用額の10%
保険料 50%			公費 50%			
第1号被保険者 保険料 23% (※1)	第2号被保険者 (支払基金から交付) 27% (定率)	調整 交付金 5% (※2)	国	県	市	
			20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)	

(施設給付等の公費部分の財源割合)

国		県	市
調整 交付金 5% (※2)	15% (定率)	17.5% (定率)	12.5% (定率)

※1 第1号被保険者保険料の割合：調整交付金が5%以上（未満）となった場合、その差分調整され23%未満（以上）となる。

※2 調整交付金：保険者間における後期高齢者の加入割合の相違や第1号被保険者の負担能力の相違、災害等による保険料の減免等といった格差を調整するため、国全体の介護保険料の5%相当額を交付するもの。
介護予防・日常生活支援総合事業における調整交付金についても同様。

② 地域支援事業費の財源

地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費の50%が介護保険の被保険者（65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳までの第2号被保険者）が支払う介護保険料、残りの50%が公費によって賄われています。包括的支援事業および任意事業の費用は23%が第1号被保険者の保険料、残りの77%が公費によって賄われています。

図 介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成

保険料 50%		公費 50%			
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国		県	市
		調整 交付金			
23%	27%	5%	20%	12.5%	12.5%

※ 一部、利用者に費用を負担いただく事業もあります。

図 包括的支援事業・任意事業の財源構成

保険料 23%	公費 77%		
第1号被保険者 保険料	国	県	市
23%	38.5%	19.25%	19.25%

※ 一部、利用者に費用を負担いただく事業もあります。



(2) 第1号被保険者の介護保険料の段階設定

第1号被保険者の介護保険料は被保険者個人の所得段階に応じて異なります。本市では、第7期計画と同様に、国で示す9段階に加え、本市が独自に設定する「合計所得金額400万円以上」を第10段階として継続します。各所得段階の対象者数は以下のとおりです。

(単位:人)

所得段階	対象者		基準額に対する割合	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
1	市民税非課税世帯	本人が市民税非課税 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入等が80万円以下	0.50	5,634	5,631	5,618
2			0.75	3,057	3,055	3,048
3			0.75	2,419	2,448	2,442
4	市民税非課税	本人の課税年金収入等が80万円以下	0.90	6,653	6,736	6,719
5			(基準) 1.00	6,311	6,389	6,375
6	市民税課税世帯	本人が市民税課税 本人の合計所得金額が120万円未満	1.20	4,922	4,791	4,780
7			1.30	2,964	2,716	2,709
8			1.50	890	951	949
9			1.70	241	353	353
10			1.90	571	572	570
第1号被保険者数 合計				33,662	33,642	33,563
第1号被保険者数 (所得段階別加入者割合補正後)				31,812	31,788	31,713

※ 本表における「合計所得金額」は、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をいう。また、「課税年金収入等」は、前述の「合計所得金額」から課税年金収入に係る所得を控除した額に課税年金収入額を加えた額をいう。

(3) 保険料の収納率

保険料の収納率(見込み)は、第7期計画と同様に98.5%を見込んでいます。引き続き介護保険制度の趣旨をご理解いただけるよう周知を図り、更なる収納率の向上に努めます。

予定保険料収納率	98.5%
----------	-------

(4) 介護保険給付準備基金

介護保険給付準備基金は、第1号被保険者の介護保険料を適正かつ計画的に管理するために設置しており、毎年度の決算によって生じた剰余金の中から、第1号被保険者の保険料の剰余金を積み立てています。この基金には、予想を超える介護給付費の増加により予算に不足が生じた場合に、不足分を補う役割もあります。

2020(令和2)年度末の見込み額は7億4,568万4,832円となっており、第7期計画期間中の積立額は2億6,661万1,000円となっています。

第8期においては、4億9,700万円を取り崩すことにより、保険料の引き下げを行います。

2020(令和2)年度末見込額	745,684,832 円
第8期中の取崩額	497,000,000 円
取崩後の基金残高見込額	248,684,832 円

(準備基金の見込額は2021(令和3)年3月末時点の見込み)



(5) 保険料基準額の推計

第1号被保険者の第8期保険料基準額は、月額6,257円と算出されました。

本来であれば、月額6,698円程度の保険料が必要ですが、介護保険準備基金の取り崩しにより月額441円の減額となっています。

	合計	第8期		
		2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
a 第1号被保険者数 (所得段階別加入者割合補正後) (人)	95,313	31,812	31,788	31,713
b 標準給付費 (円)	36,604,065,915	12,146,386,094	12,215,257,189	12,242,422,632
c 地域支援事業費 (円)	1,493,988,000	497,061,000	497,991,000	498,936,000
c1 介護予防・日常生活支援総合 事業費 (円)	1,142,316,000	379,937,000	380,767,000	381,612,000
c2 包括的支援事業・任意事業費 (円)	351,672,000	117,124,000	117,224,000	117,324,000
d 第1号被保険者負担相当額 [(b+c) × 23%] (円)	8,762,552,400	2,907,992,832	2,924,047,083	2,930,512,485
e 調整交付金相当額 [(b+c1) × 5%] (円)	1,887,319,096	626,316,155	629,801,209	631,201,732
f 調整交付金見込額 [(b+c1) × 交付率] ※交付率は()内 (円)	3,194,304,000	1,097,306,000 (8.76%)	1,069,402,000 (8.49%)	1,027,596,000 (8.14%)
g 市町村特別給付等 (円)	90,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
h 準備基金取崩額 (円)	497,000,000			
i 保険料出納必要額 [d+e-f+g-h] (円)	7,048,567,496			
j 予定保険料出納率 (%)		98.5		
保険料基準月額 [i ÷ j ÷ a ÷ 12] (円)		6,257		

※ e 調整交付金相当額 および f 調整交付金見込額は、介護給付における調整交付金と、介護予防・日常生活支援総合事業における調整交付金を合算した額。

第8期保険料基準額	(月額)	6,257 円
	(年額)	75,000 円

※ 年額は、月額×12か月で算出。ただし、100円未満は切り捨て。

(6) 低所得者に対する保険料負担の軽減

2015（平成27）年4月から、法令に基づき低所得者に対する保険料軽減が実施され、その後軽減幅が段階的に拡充されました。2020（令和2）年4月からは、第1段階の負担割合が本来の「0.50」を「0.30」に、同じく第2段階の負担割合が「0.75」を「0.50」、第3段階の負担割合が「0.75」を「0.70」にそれぞれ引き下げられ、第8期中においても、これを継続し軽減を図ります。

なお、この軽減にかかる費用については、国が50%、県と市が25%ずつ負担します。

(7) 所得段階別保険料

低所得者に対する負担軽減を反映した所得段階別保険料（年額）は次のとおりです。各所得段階において、保険料は第7期から据え置きとなります。

（単位：円）

所得段階	対象者		基準額に対する割合	第7期（参考）	第8期	第7期と第8期の差	
1	市民税非課税世帯	本人が市民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入等が80万円以下	0.50 →0.30 (軽減)	33,700 ※ 当初軽減割合 0.45	22,500	-11,200
2			本人の課税年金収入等が120万円以下	0.75 →0.50 (軽減)	56,200	37,500	-18,700
3			本人の課税年金収入等が120万円超	0.75 →0.70 (軽減)	56,200	52,500	-3,700
4	市民税課税世帯	本人が市民税課税	本人の課税年金収入等が80万円以下	0.90	67,500	67,500	0 (据え置き)
5			本人の課税年金収入等が80万円超	1.00 (基準)	75,000	75,000	
6			本人の合計所得金額が120万円未満	1.20	90,000	90,000	
7			本人の合計所得金額が120万円以上	1.30	97,500	97,500	
8			本人の合計所得金額が210万円以上	1.50	112,500	112,500	
9			本人の合計所得金額が320万円以上	1.70	127,500	127,500	
10	本人の合計所得金額が400万円以上	1.90	142,500	142,500			

※ 本表における「合計所得金額」は、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をいう。また、「課税年金収入等」は、前述の「合計所得金額」から課税年金収入に係る所得を控除した額に課税年金収入額を加えた額をいう。



3 介護保険料の将来の見込み

第8期計画で推計した将来推計が現状のまま推移すると仮定した場合、今後の第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、2025（令和7）年度には7,128円、2040（令和22）年度には9,128円となる見込みです。

本市では、介護予防や重度化防止、給付等の適正化等への取り組みを強化し、このような負担増にならないよう努めます。

（単位：円）

	第8期	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	2035年度 (R17)	2040年度 (R22)
保険料基準月額	6,257	7,128	8,117	8,772	9,128
第8期との差額	—	871	1,860	2,515	2,871